

石川県公報

平成30年3月29日(木曜日)

号 外

(第 32 号)

目 次

規 則	公安委員会
○介護保険法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (長寿社会課) 1	○銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項又は第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則 6

規 則

介護保険法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

介護保険法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部改正)

第一条 介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則(平成十一年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「[法]という。】」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下本則において「旧法」という。】を加え、「)及び」を「)、」に改め、「[省令]という。】」の下に「及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた省令(以下本則において「旧省令」という。】を加える。

第二条第一項中「、第七十九条第一項、」を「若しくは」に改め、「若しくは第七十九条第一項」を削り、「第九十四条第一項」の下に「若しくは第七十九条第一項」を加え、同条第二項中「、第四十六条第二項」を削り、「同項第三号」を「旧法第四十八条第一項第三号」に改め、「介護老人保健施設の」の下に「、法第七十七条第一項の許可を受けた者は当該許可に係る介護医療院の」を加える。

第二条の二中「、第七十九条の二第一項」を削り、「及び」の下に「旧法」を、「第九十四条の二第一項」の下に「及び第八十条第一項」を加える。

第三条の見出し中「及び指定介護予防サービス事業者」を「等」に改め、同条中「、第七十二条第一項ただし書及び第八十五条の十一において準用するこれら」を「(第八十五条の十一において準用する場合を含む。)、第七十二条第一項ただし書(第八十五条の十一において準用する場合を含む。)、第七十二条の二第一項ただし書及び第八十五条の二の二第一項ただし書」に改める。

第四条中「、第八十二条第一項及び第二項」を削り、「第一百一十一条並びに」を「第一百三十三条第一項及び第二項」に改め、「第一百五十五条の五第一項及び第二項」の下に「並びに旧法第一百一十一条」を加え、「、第三十三條第一項」を削り、「第四十条及び」を「第四十条の二の二第一項」に改め、「第四十条の二の二第一項」の下に「及び旧省令第四十条」を加え、「、第三十三條第二項」を削り、「第三十七條第二項」の下に「、第四十条の二の二第二項」を加え、「、第三十三條第三項」を削り、「第三十七條第三項」の下に「、第四十条の二の二第三項」を加える。

第五条中「及び」の下に「旧法」を加える。

第六条の見出し中「介護老人保健施設の」を削り、同条中「第九十四条第二項」の下に「及び第七十七条第二項」

を加える。

第七条の見出し中「介護老人保健施設の」を削り、同条中「第九十五条第二項」を「第九十五条及び第九十九条」に改める。

第八条の見出し中「介護老人保健施設の」を削り、同条中「第九十八条第一項第四号」の下に「及び第九十一条第一項第四号」を加える。

第九条中「法」を「旧法」に改める。

第十条第一項中「指定居宅介護支援事業者」を削る。

「指定居宅サービス事業者

別記様式第一号中 指定居宅介護支援事業者 指定(許可)申請書 を
介護保険施設

「指定居宅サービス事業者
介護保険施設 指定(許可)申請書」に代る「第46条第一項、」及び「、第48条第一項第三号」を削り、「第94条第一項)」を「第94条第一項、第107条第一項)」に代る「第79条第一項、」を削り、

居 宅 介 護 支 援			
施 設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		

を

施 設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		

に改め

同様式様式第3号「と記載してください」を削り「。また、介護保険法第72条の2第1項に規定する特例による指定を受ける事業については、「実施事業等」欄に「共生型」と記載してください」を加える。

別記様式第1号第11号

介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問 リハビリテーション			
介護予防居宅医療 管 理 指 導			
介護予防通所介護			

を

介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問 リハビリテーション			
介護予防居宅療養 管 理 指 導			

に改め

同様式様式第3号「ください」を削り「。なお、今回の申請に伴って、介護保険法第115条の2の2第1項に規定する特例による指定を受ける事業については、「実施事業」欄に「共生型」と記載してください」を加える。

「指定居宅サービス事業者

別記様式第1号第11号 指定居宅介護支援事業者 指定(許可)更新申請書 を
介護保険施設
指定介護予防サービス事業者

「指定居宅サービス事業者
 介護保険施設指定(許可)更新申請書」の「第79条の2第1項、」及び「第107条の2
 指定介護予防サービス事業者
 」
 第1項」及び「第108条第1項」の「第70条の2第1項)」の「又は旧介護保険法第107条の2第1項」及び
 第1項」の「又は旧介護保険法第107条の2第1項」及び

備考

- この申請書には、指定(許可)の更新を受けようとする事業又は施設の種類ごとに知事が別に定める書類を添付してください。
- この様式において「旧介護保険法」とは、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいいます。

「指定居宅サービス事業者
 指定介護予防サービス事業者」の指定を不要とする旨の申出書」

「指定居宅サービス事業者等の指定を不要とする旨の申出書」の「(第72条第1項ただし書)の「、第72条の2第1項ただし書、第115条の2の2第1項ただし書」

開設者	名 称	
	施設種別	
	所在地	
管理者	氏 名	
	住 所	
申出に係る居宅サービス又は介護予防サービスの種類	1 訪問看護	6 介護予防訪問看護
	2 訪問リハビリテーション	7 介護予防訪問リハビリテーション
	3 居宅療養管理指導	8 介護予防居宅療養管理指導
	4 通所リハビリテーション	9 介護予防通所リハビリテーション
	5 短期入所療養介護	10 介護予防短期入所療養介護

開設者 (事業所)	名 称	
	施設種別	
	所在地	
管理者	氏 名	
	住 所	
申出に係る居宅サービス等の種類	1 訪問看護	7 介護予防訪問看護
	2 訪問リハビリテーション	8 介護予防訪問リハビリテーション
	3 居宅療養管理指導	9 介護予防居宅療養管理指導
	4 通所リハビリテーション	10 介護予防通所リハビリテーション
	5 短期入所療養介護	11 介護予防短期入所療養介護
	6 共生型居宅サービス事業者	12 共生型介護予防サービス事業者
	()	()

「又は介護予防サービス」及び「等」

「指定居宅サービス事業者
 指定居宅介護支援事業者
 介護保険施設
 指定介護予防サービス事業者」

「指定居宅サービス事業者
 介護保険施設に係る変更届出書」の「第46条第1項、」及び「、第48条第1項第3号」及び
 指定介護予防サービス事業者
 」
 「第94条第1項)」及び「第94条第1項、第107条第1項)又は旧介護保険法第48条第1項第3号)」

を「介護保険法」に改め、「第82条第1項、」を認め、「第111条」を「第113条第1項」に改め、「第115条の5第1項」の次に「又は旧介護保険法第111条」を加へ、同様式欄を次のように加へる。

3 この様式において「旧介護保険法」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいいます。

別記様式第四号中	「指定居宅サービス事業		「指定居宅サービス事業
	指定居宅介護支援事業	再開届出書	指定介護予防サービス事業
	指定介護予防サービス事業		介護老人保健施設

改め、「第46条第1項、」を認め、「第94条第1項」の次に「(第107条第1項)」を加へ、「第82条第1項、」を認め、「第99条第1項」の次に「、第113条第1項」を加へる。

別記様式第四号の1中	「指定居宅サービス事業		
	指定居宅介護支援事業	廃止・休止届出書	
	指定介護予防サービス事業		

「指定居宅サービス事業
指定介護予防サービス事業
介護老人保健施設
介護医療院」

廃止・休止届出書 改め、「第46条第1項、」を認め、「第94条第1項」の次に「(第107条第1項)」を加へ、「第82条第2項、」を認め、「第99条第2項」の次に「、第113条第2項」を加へる。

別記様式第五号中「(第113条)」を「又は旧介護保険法第113条」に、「同法」を「介護保険法」に、「(第48条第1項第3号)」を「又は旧介護保険法第48条第1項第3号」に改め、同様式欄を次のように改める。

備考

- 1 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。
- 2 この様式において「旧介護保険法」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいいます。

別記様式第六号中「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を

「介護老人保健施設
介護医療院 開設許可事項変更申請書」に「に規定する介護老人保健施設の」を「(第107条第2項)の規定により」に改めらる。

別記様式第七号中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設
介護医療院 管理者承認申請書」に「第95条第2項に規定する介護老人保健施設の」を「第95条(第109条)の規定による」に改めらる。

別記様式第八号中「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設
介護医療院 広告事項許可申請書」に「に規定する介護老人保健施設の」を「(第112条第1項第4号)の規定による」に改めらる。

別記様式第九号中「介護保険法」を「旧介護保険法」に改め、同様式欄を次のように加へる。

3 この様式において「旧介護保険法」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいいます。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年石川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(共生型障害福祉サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第二条の三 法第四十一条の二第一項ただし書の規定による申出は、別記様式第一号の三による申出書を知事に提出してしなければならない。

別記様式第一号の二の次に次の様式を加える。

別記様式第一号の3(第2条の3関係)

共生型障害福祉サービス事業者の指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

石川県知事 様

住 所
申出者 (所在地)
氏 名
(名称及び代表者の氏名) 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条の2第1項に規定する特例による指定を不要とする旨を申し出ます。

事 業 所	名 称	
	所 在 地	
管 理 者	氏 名	
	住 所	
申出に係る障害福祉サービスの種類	1 居宅介護	4 短期入所
	2 重度訪問介護	5 自立訓練(機能訓練)
	3 生活介護	6 自立訓練(生活訓練)

備考 申出を行う障害福祉サービスについて○印を付してください。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行細則(昭和六十二年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(共生型障害児通所支援事業者の特例に係る別段の申出)

第七条の二の二 法第二十一条の五の十七第一項ただし書の規定による申出は、別記様式第十四号の二の二により行うものとする。

第七条の三第二項中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の十九第一項及び第二項」を「第二十一条の五の二十第一項及び第二項」に改める。

第七条の四中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十六第二項」に、「第二十一条の五の二十五第三項」を「第二十一条の五の二十六第三項」に改める。

第七条の九中「第二十一条の五の二十四の」を「第二十一条の五の二十五の」に改め、同条第三号中「第二十一条の五の二十四第一号」を「第二十一条の五の二十五第一号」に改める。

別記様式第十四号の二の次に次の様式を加える。

別記様式第14号の2の2 (第7条の2の2関係)

共生型障害児通所支援事業者の指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

石川県知事 様

住 所
 事業者 (所在地)
 氏 名 ㊞
 (名称及び代表者氏名)
 担当者
 担当者連絡先

児童福祉法第21条の5の17第1項ただし書の規定により、同法第21条の5の15第1項の規定による指定を不要とする旨を申し出ます。

指定を不要とする事業所	名 称	
	施 設 種 別	
	所 在 地	
管 理 者	氏 名	()
	住 所	()
申出に係る障害児通所支援の種類	1 児童発達支援 2 放課後等デイサービス	

備考 申出を行う障害児通所支援について○印を付してください。

附 則

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正前の介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の規定に基づいて調整した諸用紙は、所要の調整をしておお当分の間使用することができる。

公 安 委 員 会

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第二項又は第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

石川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第三号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第二項又は第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第二項又は第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則(平成二十一年石川県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項の表中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。